

日本CFO協会会費規程

本協会は、定款第8条の規定にもとづき、会員の会費規程を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 正会員の入会金は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 10,500 円 (2) 法人会員 210,000 円

(会費)

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 個人会員 12,600 円 (2) 法人会員 210,000 円

2 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

一口 52,500 円

ただし、口数については任意とし、相互の協議によりこれを決定する。

(臨時会費)

第3条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。